

ネッケルにおける技法としての政治経済学  
——世論・市場・介入主義  
Necker's Political Economy as Art:  
Public opinion, Market, and Interventionism

安藤裕介

ANDO Yusuke

はじめに

本稿は、ジャック・ネッケル (Jacques Necker, 1732-1804) の「政治経済学 (économie politique)」を、①世論、②市場、③介入主義という三つの観点から検討し、その技法としての性格を浮かび上がらせることをねらいとしている。ネッケルは、18世紀後半のフランスにおける一大争点であった穀物取引の自由化をめぐる、推進派のチュルゴー (Anne-Robert-Jacques Turgot, 1727-81) やコンドルセ (Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, Marquis de Condorcet, 1743-94) らと激しく対立しながら<sup>1)</sup>、独自の立場を打ち出した人物である。

日本では、もっぱら王室財政の再建問題や革命期の憲政論との関連で論じられるネッケルであるが<sup>2)</sup>、フランスでは、調和的市場観に対抗する彼の政治経済学を分析した研究が少なからず存在する。まず、「持てる者」と「持たざる者」の利害対立を浮き彫りにした「社会主義の先駆者」としてネッケルを評価する A・リシュタンベルジェの研究が挙げられる<sup>3)</sup>。また、P・ステイネルや P・ソシエルは、現実社会の具体的な文脈で発揮されるべき「合理性」を問題にし、既存の制度を機能主義的に擁護した実践志向の思想家として彼を位置づけている<sup>4)</sup>。さらに最近では、L・ビュルナンのように、世論のもつ政治・社会的意義にいち早く注目した政治家としてネッケルの思想と行動を描く研究も登場している<sup>5)</sup>。

本稿は、こうしたフランスの研究動向をある程度手がかりとしつつも、それらが微妙に取り逃がしているネッケルの世論観および為政者像を明らかにする。具体的には、穀物取引をめぐる彼の二つの著作『ジャン＝バティスト・コルベール賛辞』(1773年)と『立法と穀物取引論』(1775年)における言説を読み解き、ネッケルの政治経済学がもつ技法としての性格——普遍性や一般性をもった科学と対立する側面——を浮かび上がらせる<sup>6)</sup>。

<sup>1)</sup> 穀物取引と政治経済学の原理をめぐるチュルゴー＝コンドルセとネッケルの思想的対立、およびその歴史的背景については、拙稿 2008 を参照。

<sup>2)</sup> たとえば、岡本 1988、古城 2004 が挙げられる。

<sup>3)</sup> Lichtenberger 1895; 野沢訳 1981.

<sup>4)</sup> Steiner 1998, Saucier 1990.

<sup>5)</sup> Burnand 2004. ただし、ビュルナンが扱うネッケルの世論概念は、1784年以降のテキストに登場したものに限られている。

<sup>6)</sup> 上に挙げた二冊はネッケルの政治経済学の特徴を捉える上で非常に重要であるにもかかわらず、本邦ではほとんど注目されてこなかった。もっとも篠原 1989 と荒井 2009 は、D・ステュアートの思想研究を通じて間接的ながらネッケルの為政者像や世論観に触れている。

ところで、穀物取引の自由化をめぐりチュルゴーとコンドルセを応援したヴォルテールが、地主として農業の生産力増大に利害を持っていたように、自由化に慎重な姿勢を見せたネッケルもまた、東インド会社の大株主あるいは取引上の得意先として穀物価格の規制措置に独自の利害を有していた、というネーミア史学的な観点は可能である<sup>7)</sup>。しかしながら、本稿では、個人的な野心や利害を超えて思想史上意味のある言説や議論に着目し、理論の緻密さにおいて他の既得権擁護者とは一線を画すネッケルの自由化慎重論を検討したい。

## 1. 世論——抗い難い事実

穀物は、他の財とは異なり政府がその供給に責任をもつべきなのか、あるいは他の財と同様に利益追求の活動である商業の対象となるべきなのか、この両者の間で、18世紀後半のフランス社会は大きく揺れ動き続けた。とくに1760年代と70年代の二度にわたる自由化の実験とその失敗は、民衆の大規模な反対運動を各地で引き起こすことになり、自由化に賛成する者にも反対する者にも「世論 (l'opinion publique)」の重要性を強く認識させるに至った。世論という観念が、18世紀後半のフランス社会において、次第にその政治的比重を増していくことは、すでに多くの論者が指摘している通りである<sup>8)</sup>。実際、様々な政策・法制上の問題をめぐって、王党派、高等法院、フィロゾーフたちは世論の支持を取り付けようと努め、あるいは論争のなかで自説の根拠として持ち出す傾向を強めていた。とりわけ穀物取引の問題は、民衆の間に共有される見解を捨象すべきものか、あるいは尊重すべきものか、という点において多くの啓蒙思想家たちの関心を引くことになる<sup>9)</sup>。それゆえ、チュルゴーを擁護するために立ち上がったコンドルセの側でも、両者と対峙する議論を展開したネッケルの側でも、世論をどう位置づけるかという問いは不可避のものであった。

自由化に難色を示す世論については、チュルゴーが1760年代の経験をもとに「民衆の偏見」として注意を促しているが、コンドルセはさらに1775年の「小麦粉戦争 (*la Guerre de Farine*)」を契機として、これを「唯一の困難な問題」(Condorcet 1776, p.197)であると確信するに至った。そして、政府による穀物取引への規制こそが、こうした「民衆の偏見」の根源にあり、「人々の恐怖の治療薬ではなく、その主たる原因」(Ibid., p.172-173)になっていると告発する。ここからコンドルセは、先の自由化政策の失敗を振り返りながら、「自由が生み出せたであろう全ての善を生み出さなかったのは、民衆が不幸にもこうした作家たち [= 規制論者] の諸原理を取り入れていたからである」(Ibid., p.197)との議論を展開していく。

実際、チュルゴーの片腕としてその財務総監時代を支えたコンドルセにとって、自由化のシステムとその恩恵に対する確信は揺るぎないものであった。たとえ民衆の側からの反発がある

<sup>7)</sup> Cf. Grange 1974, p.19, 29 を参照。グランジュによれば、1769年の『東インド会社をめぐるモルレ師の覚書への返答』から1775年の『立法と穀物取引論』にかけて、ネッケルの視野は、東インド会社の利益から国民全体の利益へと広がりを見せる (Ibid., pp.17-33)。

<sup>8)</sup> 代表的な研究として、Ozouf 1987, Baker 1990, Farge 1992, ハーバーマス 1994, 阪上 1999 (とくに第3章「世論の誕生」) を参照。なお当時の辞典 (*Dictionnaire de l'Académie française*, 1762) によれば、*opinion publique* の « *publique* » とは、「民衆全般に関わること」を意味し、« *commun* » とも言い換えられている。

<sup>9)</sup> 穀物取引論争をめぐる公共表象の拡大と発展については、安藤隆穂 2007 が、チュルゴー＝コンドルセの思想的継承関係を中心として詳細な分析と整理をおこなっている (とくに第2章「市民的公共性の創出」を参照)。

うとも、自由化政策は推し進められねばならない。彼は、時の為政者に問いかける形で、次のような助言を発している。

「あなたは抑圧のシステムに従い、市民の所有権と自由を侵害することを望むのでしょうか？それならば、穀物供給に関する法律において彼ら〔＝民衆〕の偏見を尊重しなさい。無益な不平の声から免れるでしょう。あなたは公正で温情的な立法によって、民衆を幸福にすることを望むのでしょうか？それならば、民衆の偏見をわずかでも信じてはいけません」(Condorcet 1776, pp.176-177)。

あらゆる人々の生存基盤をなし、公共の安寧に関わるがゆえに、穀物は長いあいだ耕作者や商人が自由に処分することが許されない特別な財だと考えられてきた。しかしながら、自由化を支持・推進する人々にとって、こうした見解は神聖な所有権の侵害であると同時に経済発展や生産力の増大を妨げる桎梏と映っていたのである。とりわけ、民衆が抱く「公正な価格 (juste prix)」の観念<sup>10)</sup>、すなわち穀物は政府の規制を通じて最も貧しい人々が買える値段で販売されるべきであるという観念は、コンドルセに言わせれば「無知な群衆の幻想」(Ibid., p.197) でしかなかった。

しかしながら、穀物取引の自由化に抵抗する世論を「偏見」や「誤謬」として断罪するチュルゴーやコンドルセの見解に対し、ネッケルは世論をあるがままのものとして認識すべきだと考えていた。ネッケルの世論をめぐる言説は体系的な形で叙述されておらず、また彼が特定の著作をこの主題に関して書かなかったことは、ビュルナンの指摘するように、「パズルの散らばったピースをかき集める」が如く厄介な仕事を後世に残したといえる<sup>11)</sup>。だが、これから見ていくように、ネッケルの政治経済学の原理は、まず世論を所与のものとして構築されるのである。現実には生じた民衆の反応ではなく、あくまで抽象的原理を優先する自由化論者を批判する文脈において、彼は次のように述べている。

「民衆の支配的情念を一般的システム (un système général) に従わせようと欲するならば、我々は過ちを犯すであろう。むしろ逆に、こうした情念に合わせなければならないのは、システムのほうである。なぜなら、民衆の情念は行政における所与 (la donnée) なのだから」(Necker 1775, p.129)。

ネッケルが注意を向けるのは、自分たちの日常生活を防衛しようとする民衆の「本能的反応」である。それは、文芸批評のサロンや読書クラブに出入りする人々の声とは明らかに異なる声であり、ハーバーマスのいう「市民的公共圏 (bürgerliche Öffentlichkeit)」に包摂・表象されない声であった<sup>12)</sup>。

しかしながら、こうしたネッケルの態度は、コンドルセにとって、「もっとも愚かで、もっ

<sup>10)</sup> こうした民衆側の経済規範や取引慣行は E・P・トムソンの「モラル・エコノミー」概念を彷彿とさせる。ここで社会史上の議論に深入りすることはできないが、18世紀フランスの文脈に「モラル・エコノミー」の分析視角を導入した研究として Gauthier & Ikni 1988 を挙げておく。

<sup>11)</sup> Burnand 2004, p.49.

<sup>12)</sup> ハーバーマスは『公共性の構造転換』第2版の序文で、かつて彼の定義した「市民的公共圏」がもつ限界と排除性を認めている。とくに民衆文化との関係については pp.vi-viii を参照。

とも貧しい人々の側」から表出した意見に譲歩することを意味しており、本来なら「取るに足りない人々」が「弱い政府に対して彼らに何らかの価値を置くように強制する」(Condorcet 1776, p.201) 事態であると懸念された。コンドルセにおいては、まず「聡明な人々の意見 (l'opinion des gens éclairés)」が世論に先行すべきであって、「民衆の意見 (l'opinion du peuple)」はその権威に触発されて形成されるものに過ぎないと考えられていたからである (Ibid.)。

他方で、ネッケルの念頭にある世論は、確かに理性的な討論を経て形成されたものではなかったが、さりとて東の間のうちに移ろう根拠のない臆見でもなかった。むしろ、それは長年の歳月をかけて人々の間に培われてきた慣習と同一視されるものだと考えられる。ネッケルが自由化政策の成功に疑問を抱くのは、それが民衆に共有されている慣習や通念と折り合わないからである。

「私は、しばしば新しいシステムよりも世論 (les opinions communes)<sup>13)</sup> のなかに、より多くの真実があったと思う。それはおそらく、道徳の原理が諺に置き換えられるように、政治経済学の原理が慣習に置き換わっているからだだろう。(…)それは時間と一連の観察によって与えられた結果であり、誰もその因果を示すことはできないが、それが存在していないわけではない」(Necker 1773, p.71)。

ネッケルは、このように慣習という形で定着した世論に無視することのできない社会的事実としての重要性を認めていた。とくに、民衆の日常生活を防衛するためのイデオロギー——ここではノースの用語法に従う<sup>14)</sup>——として浸透した「公正な価格」の観念は、たとえ理性的な討論を経て形成されたのではないとしても、機能的・実践的な側面から存在根拠を有するものであった。換言すれば、それは慣習や伝統の自己目的化された擁護ではなく、社会的文脈に照らして有意性をもつ機能の擁護であった。

ネッケルは、規制を求める世論と自由化立法を以下のように対照させながら、前者を明確な意図をもった理性による構築物ではないが、長い年月をかけて取捨選択されたがゆえに信頼に値する集合的知恵だと捉える<sup>15)</sup>。

「世論 (l'opinion publique) は法律よりも強力であり、聡明である。それはあらゆる所に存在し、社会において、さらには家族の内においてまでもその支配を行使する点でより強力であり、法律が過ちを犯しうる一人の人間の所産であるのに対して、世論は諸国民と諸世紀の思考の産物 (le résultat des pensées des nations et des siècles) である点でより聡明なのである」(Necker 1775, p.184)。

---

<sup>13)</sup> ネッケルはテキストの文脈上 *opinion commune* と *opinion publique* を区別せずに使用している。そのため本稿では両者を「世論」と訳出した。

<sup>14)</sup> ノースの用語法に従えば、イデオロギーを「虚偽意識」と訳出することは適切ではない。なぜなら、そのような視点は「本物の意識」というものが存在することを暗に前提としてしまうからである。むしろイデオロギーとは、何らかの価値判断とつながりのある認識的フィルターであり、自由市場を正統化する場合にも、非市場型の資源配分を正統化する場合にも介在しうる (North 1981, pp.48-53)。

<sup>15)</sup> こうした偏見や慣習への着目はヒュームあるいはパークの議論を想起させるものであるが、ここでは紙幅の関係上それぞれの類似点や相違点に立ち入ることはできない。

とはいえ、ネッケルが自己の主張に都合のよい世論を機会主義的に持ち上げ、これを首尾よく味方につけようとしていた、という疑念もあり得る。この点に関して、コンドルセは、「真理」のために書く作家と「名声」のために書く作家を区別しながら、チュルゴーに代表される自由化論者が「真理のみを目的としており、真理そのものと真理が人々にもたらす幸福のためにこれを愛する」のに対し、ネッケルは「名声を第一目的として」世論に迎合し、「一時的な成功」を勝ち得ようとしていると非難していた（Condorcet 1776, p.249）。しかしながら、次節では、ネッケルの政治経済学がそうした表層的な政治的駆け引きとは異なる、より理論的・分析的なレベルで政府規制の必要を裏づけていたことを明らかにする。

## 2. 市場——理論と現実

「すべての商人に共通する利益と利得の欲求（l'intérêt et le désir du gain）が、あらゆるものに対して歯止めとなる競争を生み出し、あらゆる操作や独占を不可能にする」（Turgot 1770, p.332）。このように述べながら、チュルゴーは自由化が競争を通じた均衡状態、すなわち穀物の売り手にも買い手にも最適な価格水準を保証すると確信していた。だが、ネッケルの場合は、こうした調和的市場観<sup>16)</sup>には同調せず、むしろ自由化がもたらす負のシナリオに分析を費やすことになる。それは第一に、自由化改革そのものが世論を動揺させる危険性をもつという点、第二に、穀物取引の自由化が売り手の買い手に対する非対称な力関係を増大させ得るという点に関わる。こうした現実市場の複雑さを理由とする規制と介入の擁護は、自由化論者の一人モルレ（André Morellet, 1727-1819）によって恣意的な僭主の言い訳であるとまで糾弾されるが<sup>17)</sup>、ネッケルの思想的立場は、単なる旧体制の保守や啓蒙思想への反動から区別されるべきものであった<sup>18)</sup>。

まず、第一の点に関して、ネッケルは人間の認識能力がもつ限界を指摘することから議論を展開する。彼は次のように言う。「フランス政府が王国内に存在する小麦の量、および需要の分布を把握することは限りなく困難であろう。同様の計算は、個々人にとっても不可能であろう。売り手と買い手は、そんなことを僅かでも企てはしないし、考えてもみない」（Necker 1775, p.165）。政府であれ、個人であれ、そもそも市場に関する完全な情報を入手することは不可能である。それゆえ、もし穀物取引に完全な自由を認めてしまったら、取引がおこなわれる空間は広大なものとなり、買い手の大部分を占める民衆に不安を与えてしまう、と彼は推論する。チュルゴーが『百科全書』に寄稿した「指定市場」の項目で描いたように、当時の穀物取引はポリスと呼ばれる行政監督の下、日時や場所を指定され、有限かつ具体的な空間としての市場でおこなわれていた。これに対し、「自由市場」が公認されると、穀物商人たちの利益

---

<sup>16)</sup> ホジソンは経済的自由主義に含意される利益の自動調整機能について、次のように指摘している。「ユートピア的思考は、一般に社会主義や共産主義と結びついている。だが、市場志向の自由主義者の対照的な政治経済計画も、同じようにユートピア的性格をもつものとして特徴づけることができる」（Hodgson 1999, p.5; 若森ほか訳, p.6）。同様の議論は、Myrdal 1953, Rosanvallon 1989 にも見られる。

<sup>17)</sup> Clark 2007, p.319.

<sup>18)</sup> 穀物取引における政府の役割について意見を翻すことはなかったが、ネッケルは財務長官としての任期中に、売買可能な徴税官職の削減、王室財政の情報公開、選挙に基づく地方議会の創設など、実に様々な改革に取り組んだ。改革者ネッケルの足跡については、Hardman 1995, pp.133-143 ; pp.162-167 および Harris 1979 を参照。

追求に従って、至るところで取引が生じることになり、空間的に限定されない抽象的な原理として市場が展開することになる。民衆の「自由市場」への不安は、穀物取引の場が不可視で無限定なものになってしまうという空間認識と深く関係していた<sup>19)</sup>。

ここからネッケルは、誰もが全てを見渡せない不透明な状況下で起こるパニックへと目を向ける。すなわち彼は、民衆の側に不安が付きまとうことで、自由化立法そのものが実際の収穫高とは関係のない価格高騰と社会的混乱を生み出す可能性を示唆する。「人々は収穫に起因するものと、法律に起因するものとをたやすく混同」してしまうのである (Necker 1775, p.326)。市場はつねに冷静な経済主体の利害計算にしたがって機械的均衡へと向かうわけではなく、他方で情念に触発された不合理な変化にも曝されている。もしある商人が買占めによって穀物を手元に集中させたならば、実際の供給量は変化していないにもかかわらず、消費者はそれが減少したかのような印象をもつであろう。そして、穀物を買いに走る隣人を想像しながら、人々は次々と慌てて同じ行動へと駆り立てられるかもしれない。こうしてネッケルは、自由化改革が民衆の「不安を煽り、模倣の精神 (l'esprit d'imitation) が強める価格の急激な変化を生み出し得る」 (Necker 1775, pp.165-166) と危惧したのであった。

次に、第二の点に関して、ネッケルは「販売者と消費者の間における力の自然な不平等」 (Necker 1775, p.174) というものを指摘する。すべての市場において販売者と消費者が対等な交換関係に立ち、あらゆる商品に関して需要と供給がシンメトリーを形成するわけではない。換言すれば、価格は自由化論者たちが期待するような仕方で、つねに売り手と買い手の「模索 (tâtonnement)」<sup>20)</sup> によって中立的に決定されるわけではないのである。ネッケルによれば、商人と労働者——後者は消費者の大部分を占めた——は、まったく異なった観点から穀物を眺めることになる。前者がもっぱら利益を得るために取引される商品のひとつとして穀物を眺める一方で、後者は穀物をそれなしで済ますことのできない必需品として扱う (Necker 1775, pp.45)。こうして穀物の売り手である商人は、買い手である労働者たちに対して決定的な交渉力の差をもち、有利な立場にたつことになる。商人がどのタイミングで売るべきかを見計らう余裕をもつものに対して、労働者が同じような余裕で買うタイミングを決めることは困難であった。さらに自由化改革が断行されれば、たとえ労働者の側に緊急の必要があったとしても、商人側の利益追求の動機に従って、他の地域や外国で穀物を売るという選択が所有権の行使として正当化されてしまう恐れさえ存在したのである。

実際、穀物は投機の対象にもなりえた。買占めによって人為的な値上がりを引き起こした後、再びこれを転売することで利ざやを稼ぐ独占商人が存在したのである。17世紀から18世紀にかけて、未曾有の銀行券乱発に沸いたジョン・ローの「システム」期を例外とすれば、穀物相場が投機家たちの関心を引くことも珍しくなかった<sup>21)</sup>。穀物取引をめぐる民衆の不安は、奇病を魔術のせいだと信じるような「偏見」や「迷信」と同列にして片付けられるものではなく<sup>22)</sup>、現実に存在する経済主体間の立場や利益の非対称性を反映した社会通念でもあった。

<sup>19)</sup> 阪上 1988, pp.35-40 を参照。

<sup>20)</sup> チュルゴーは、各市場において「真の価格」が決定されるプロセスを売り手と買い手の間の「模索=競り」に喩えている。こうして決定される価格は偶然の産物ではなく、「各人の欲求とその総和の間にある関係、および彼らの欲求とそれを満たす手段との間にある関係の必然的結果」であるとされる (Turgot 1770, p.326, 334)。

<sup>21)</sup> Faure 1961: 渡辺訳 2007, 序文 p.vii.

<sup>22)</sup> Cf. Condorcet 1776, pp.172-173.

こうした経済主体間の非対称な関係に配慮したがゆえに、ネッケルは穀物取引に対する伝統的ポリスの規制と介入を存続させるべきだと考えたのである。とくに輸出の自由に関しては、私的利益追求に基づく穀物の移動が民衆の生存権を脅かす可能性をもつと考えられた。たとえ国内で穀物が不足していても、商人たちはより高く売れる海外にこれを持ち出すかもしれない<sup>23)</sup>。ネッケルはこうした事態を念頭に置きながら、次のような言葉で民衆の生存権を代弁する。

「おそらく穀物の自由な輸出は所有権のひとつの権能 (un droit) であるが、交換すべきものを何も持たず、自分の労働の対価としてパンしか求めない、そして、生まれながらにして生きる権利を獲得している大多数の人々も同じように彼らの資格 (leurs titres) を有している」(Necker 1773, p.37-38)。

さらにネッケルは、この所有権と生存権のせめぎ合いを越えて、自由化後に顕在化するであろう「持てる者」と「持たざる者」の緊張関係をもっと鮮烈な表現で——ルソー的な告発に似た調子で——提示してみせる。

「所有権と正義と自由に関する法を打ち立てた後、ひとは市民のうち最も数の多い階級のためにほとんど何もしなかった。彼らは次のように言うだろう。所有権に関するあなた方の法が私たちにとって重要だろうか？ 私たちは何も所有していない。正義に関する法だって？ 私たちは守るべきものを何も持たない。自由に関する法だって？ もし明日働かなければ、私たちは死ぬだけだ」(Necker 1775, p.333)。

このような経済主体間における利害の対立性を浮き彫りにしたネッケルの議論は、自由化論者の側から、社会を分断する危険な言説として非難されることになる。たとえばモルレにとって、『立法と穀物取引論』の公表は、1775年4-5月に勃発した大規模な食糧蜂起と無関係ではなかった。すなわち、ネッケルの著作は「公共の安寧の維持に対して厄介な結果」をもたらしたのであり、「富者に対する貧者の、また所有者に対する無産者の盲目的反発」<sup>24)</sup>を惹起するに至ったと解釈されたのである。実際にどこまでネッケルの著作が、いわゆる「小麦粉戦争」に影響を与えたのか、扇動的な役割を果たしたのかは明らかではない。ひとつ確かなことは、社会が決して一枚岩的な利益のまとまりを持つわけでもなければ、様々な利害が自動的に収斂するわけでもないという現実には彼が光を投じたことである。ここからネッケルは、市場の自動的調整力ではなく、政治権力の便宜的介入に訴える方向へとさらに議論を展開していくことになる。

---

<sup>23)</sup> 実際、ラングドックやブルターニュのような地方では、フランス国内の他の地方に余剰穀物を輸送するよりも、海路を使って外国に輸出するほうが有利だと考えられていた (Olivier-Martin 1948, p.617; 塙訳 1986, p.927)。

<sup>24)</sup> Morellet 1775, p. 18.

### 3. 介入主義<sup>25)</sup> ——技法としての政治経済学

そもそもネッケルにとって、政治経済学という学問は、時間や空間を越えて適用可能な「一般性をもった科学 (la science des généralités)」ではなく、個別の状況を見ながら臨機応変な舵取りをおこなう「均衡の技法 (l'art de l'équilibre)」であると理解されていた (Necker 1775, p.173)。政治経済学の原理に関して、彼は至るところでその論敵であるチュルゴーやコンドルセのそれと真っ向から対立する見解を示している。後者二人が社会的事象もまた自然現象と同じレベルにおいて厳密な科学の対象たりうると考えたのに対し<sup>26)</sup>、前者はあくまでこれに反対する姿勢をとり続けた。社会の領域は自然の領域と異なるのであり、少数の抽象的原理によって説明可能な秩序が、物理的世界と同じような仕方で成り立つとは考えにくい。パリ屈指の銀行家として長年の実務経験を積んだネッケルは、次のような見解を持論としていた。

「特定の一般的な言葉を信用してはならない！それらの意味が広がれば広がるほど、ひとは容易に誤りへと導かれる。なぜなら、それらに一つの例外をも課す決心ができなくなってしまうからである。それに気付いているときでさえ、しばしば避けてしまうのは、あまりにも全ての観念を単純な関係のもとに分類したがるからであり、あまりにも努力に比べて休息に与りたがるからであり、二、三の原理の助けによって、もっとも抽象的分野の知性の伝授を約束するとき、新たな支持者を得ることがあまりにも簡単だからである。だが、社会の構造 (l'architecture sociale) は、こうした手段の統一性 (unité) や概念の単純さ (simplicité) を拒むのである」 (Necker 1775, p.141)。

しかしながら、いかなる理由で政治経済学が「一般性をもった科学」であることが困難になるのだろうか。何が社会における事物の流れを複雑で厄介なものにするのだろうか。ネッケルによれば、現実社会における不確実性の根本にあるのは、人々の計り知れない情念である。このことは前節で触れた市場の複雑さの議論とも関連する。つまり、各経済主体が均一的な社会条件を備えているわけではないという現実と、人間一般がもつ認識能力の限界や感情の相互作用から生じる市場的ユートピアの崩壊である。ネッケルは次のように書きながら、政治経済学が精密科学となることに懐疑的な立場を表明している。

「あらゆる他の学問と同様に、政治経済学においても真理はひとつしか存在しない (….) だが、誰がそれに到達したと確信できようか？誰が諸々の感情、情念、意思の不安な集積を彼だけの考えに従わせることができようか？」 (Necker 1775, p.327)。

ネッケルが疑問視するのは、社会にも普遍的に妥当する原理や一般的システムが存在すると

---

<sup>25)</sup> ここでいう「介入主義」とは、為政者が便宜に応じて市場に規制を施す態度であって、中央政府による情報管理と計画的分配をめざす「統制主義」とは区別される。後者はネッケルではなくテレーに特徴的な信条であった。この点に関しては、Faure 1961; 渡辺訳 2007, pp.373-374 を参照。

<sup>26)</sup> チュルゴーとコンドルセは、自然科学と政治経済学への共通する関心から、1770年から前者が他界する時期まで書簡のやりとりを続けている。また二人は、チュルゴーの財務総監の任期中、実に様々な方面で統治実践と科学的原理を結びつけることに熱意を注いだ。この点に関しては次の文献が詳しい。Gillispie 1980, chap.1 ; Brian 1994.

主張し、これの適用を優先させて民衆の置かれた現実を軽視する自由化論者の科学主義的態度であった。

実際、ケネーを中心とするフィジオクラットが政治過程に多大な影響力を及ぼした1763年および64年の自由化立法は、原理先行でおこなわれたために反動としての民衆暴動を引き起こしたとネッケルには思われた。すなわち、自由化論者は「ただ一つのもの、つまり、完全なる自由 (la liberté parfaite) によって、わずかの苦勞もなく世界を統治できる」と信じており、彼らは「その効果が現れるのには一、二世紀が必要である」と承知のうえで穀物取引の自由化を強行した<sup>27)</sup>。そして、「もし当惑した社会がこのような経験を拒もうものなら、それを社会の忍耐不足であると責める。ただ社会のみが悪者扱いされ、〔自由化の〕原理はなおその栄光と主張を保持する」(Necker 1773, pp.42-43) という転倒した構造がそこにはあった。自由化のショック療法は、チュルゴーが財務総監を務めていた1774年の秋にも再び試みられるが、折り悪くヨーロッパ全体を見舞った天候不順とそれに続く不作とも相俟って、いま一度、挫折の憂き目をみることになる。

しかしながら、ネッケルは、当時のフランスにおける民衆が置かれていた社会経済的文脈を考慮したならば、抽象的な均衡理論に基づく自由化よりもむしろ、「政治的あるいは倫理的性質の具体的な諸原理 (principes matériels) に基づく決定〔強調符は原文でイタリック〕」<sup>28)</sup>に訴えたほうが好ましいと考える。とくに穀物という特殊な財に関しては、長期的に見込める恩恵と短期的に応じねばならない切迫の間に大きな葛藤が生じることになる。すなわち、「ある世紀から別の世紀にかけてなら、ひとは食糧や公共の安寧を自由の力に、個人的利益の力に、あるいは尊重すべき他の抽象的原理に委ねる。だが、一ヶ月という間隔、一週間という間隔となると、すべては違って来る。ひとは最も確実で最も身近な実践的手段による救済策へと駆け込むのである」(Necker 1775, pp.236-237)。食糧供給はあくまで短期的に対処せねばならない日々の問題であり、人々は長期的期待によって飢えを凌ぐことはできないのである。

ここから彼は、為政者および政府の役割を強調して、穀物ポリスによって執行される規制と再分配の維持を唱えたのであった。諸々の状況や対象の性質にしたがって、介入すべきものと介入すべきでないものを判別しなければならない。ネッケルは、「均衡の技法」たる自己の政治経済学的要諦を次のように言い表している。

「便益と不都合、効用と濫用は互いに交じり合い、絡み合っている。それゆえ、絶えずそれらを分ける線 (le fil qui les sépare) を探さなければならない」(Necker 1775, p.173)。

コンドルセやヴォルテールから「封筒氏 (Monsieur l'Enveloppe)」——「包み込む (envelopper)」という語を好む人物——と揶揄されたネッケルであるが<sup>29)</sup>、彼は自由化とその結果を、ジレンマを含んだものとして包括的に把握すべきだと考えていた。すなわち、自由化

<sup>27)</sup> この部分に関しては、たとえば長期的に見た自由化の恩恵として「食糧の売上価値、地代、労働賃金、人口」が自動的均衡へ向かうと説いたチュルゴーの議論 (Turgot 1770, p.334) が念頭にあったと思われる。

<sup>28)</sup> Steiner 2006, p.270. ここでいう「具体的原理」とは、ウェーバー的合理性の分類基準によって、政治、文化、宗教などの具体的文脈を離れて論理的一貫性や厳密性にこだわる「形式的原理 (principes formels)」と対置されるものである。この点に関しては、Steiner 1998, pp. 32-37 も参照。

<sup>29)</sup> Condorcet 1776, pp.105-106 ; Voltaire 1776, pp.664-665.

がもたらす「便益と不都合」, 「効用と濫用」を同時に意識し, 両者の間でどのようにバランスをとるべきかという課題を背負うことが為政者の責務であった<sup>30)</sup>。

このような課題に応えるための理想の為政者像は, すでに『コルベール賛辞』において示されていたと言える。『コルベール賛辞』は, かつてのコルベールの重商主義への回帰を説いたものではなく, その為政者像を理念型として取り出したものである<sup>31)</sup>。ネッケルは, 「為政の才覚 (le génie d'administration)」を科学者に必要とされる「瞑想の精神 (l'esprit de méditation)」から質的に区別しながら, 次のように述べている。すなわち, 賢明なる為政者は「同時にあらゆる対象をその注意の下に置かなければならない。また, 一瞥の下に, 目的と手段, さまざまな関係と対立性, 諸資源と障害物を発見せねばならない」。確かにいくらかの原理は存在するが, それらは完全に不動のものではありえない。「諸々の状況や時間, すべてがそれらを変更するのである」(Necker 1773, pp.13-14)。科学者が真理に向かってゆっくりと頭の中で歩みを進めるのに対し, 為政者は刻々と変化する状況に直面しながら, 迅速かつ柔軟な対応を迫られる。そこで為政者に求められるのは, 絶対的原理でも一般性を持った格律でもなく, その場に応じた洞察力と判断力である。

だが, これではまるで自由化による調和的均衡のユートピアが後退する代わりに, あらゆる事態に対応できる全知全能な為政者が導き出されてしまうかのようなようである。さらに, 為政者の裁量に重きを置くことは, 個別の状況への柔軟な対応を可能にする一方で, その権力行使に恣意性が入り込む余地もまた含んでいる。この点で穀物取引の自由化によって目指された市場原理の貫徹は, 個人の資質や力量によらない非人格的ルール確立を求める政治思潮とも重なっていた。それでは, チュルゴーやコンドルセが市場の調和性について楽観的だったように, ネッケルは政治権力の恣意的な行使について楽観的だったと言えるのであろうか。

### おわりに——ふたたび, 抗い難い世論について

上述した介入主義の擁護に伴う政治権力への疑念に関して, ネッケルは, 世論による評価や反応が為政者の恣意的判断へのブレーキとして一定の役割を果たすと見ていた。穀物取引の自由化に反発する世論を, ネッケルが「行政における所与」として重要視する姿勢を貫いていたこと(第1節), そうした世論への配慮が現実市場の複雑さという理論的見地から裏書されていた点(第2節)については, すでに見た通りである。ネッケルにとって, 為政者は超越的な視点から民衆に対して一方的な統治をおこなうわけでは決してなかった。それどころか, 「世論」は個々の政策決定に妥当性を供する根拠として重要な位置を占めており, どのような為政者であれ, この新たな力の存在を軽視することはできないと考えられたのである。

「こうした世論の優越性は, とりわけ君主国において感じられるのである。というのも, 社会の構成員が法の形成にわずかも携わることができないので, 彼らはその全ての力を世論へと向けるからである。彼らはそれを自分たちの願いと考の代表 (le représentant de leurs vœux et de leurs pensées) とするのだ。さらに, これを尊重せざるを得ないひとつ

<sup>30)</sup> 他にもネッケルは, 社会が機械のように分解したり都合よく部品交換したりできる構造をもたないこと, ある部分に手を加えると他の部分に必ず影響が出ることを指摘している (Necker 1773, pp.41-42 ; Necker 1775, pp.328-329)。

<sup>31)</sup> Burnand 2004, p.19 ; Grange 1974, p.167。

の法廷 (un tribunal) へと高めるのである」(Necker 1775, p.184)<sup>32)</sup>。

ネッケルの説く賢明な為政者には、民衆の生活感覚を超越した科学的原理ではなく、現実に関こえる民衆の声に耳を傾けることが求められており、たとえ為政者の裁量の範囲が大きくとも、その権力行使は世論との緊張関係の上には成立しない、という認識が付着していた。一面では、外国人であり異教徒でもあった彼自身の境遇が手伝っていたかもしれないが<sup>33)</sup>、世論の存在感を強く意識していたネッケルは、為政者と世論の関係を新しく意味づけすることにより、自由化論者の政治経済学に対抗して有意性を持ちうるもう一つの政治経済学を残したといえる。

他方で、ネッケルが世論を尊重の対象であると同時に恐怖の対象としていた側面もまた見逃すことはできない。世論が為政者による権力行使の「法廷」となるのは、それが暴発しやすい危険な情念や感情を内包していたからでもあった。これに関して、ネッケルは次のような警句を発している。

「世論の力は、しばしば有益であるが、ときにまた不都合をもたらす。意志の力において、それが穏当であることはめったになく、止まるべきところで止まることもめったにない。世論がひとつの力となり、諸々の障害に抵抗するのに必要となる衝動は、ほとんど常に目的地を超えてしまう」(Necker 1775, p.188)。

実はこうした認識こそが、ネッケルに世論への配慮を抱かせた最大の理由であったのではないだろうか。世論のなかに渦巻く情念や感情は慣習によって安定を得ているが、自由化によってこの安定が揺るがされるなら、為政者は膨大なエネルギーの噴出と真正面から衝突する羽目に陥ってしまうだろう。だからこそネッケルの政治経済学は、首尾一貫した科学的原理への通曉よりもむしろ、世論に対して鋭く神経を尖らせ、これと巧みに渡り合う技法を為政者に要求していたと考えられる。たとえネッケルが大革命に至る民衆の勢いを最終的に制御できなかったとしても、市場の調和的性格が喧伝されていた時代潮流にあって、その背後に潜む社会的リスクや政治的代償を分析的に把握した点で、彼の政治経済学が思想史上示唆するものは少なくない。

[2010年11月レフェリーの審査を経て掲載決定]  
(立教大学大学院法学研究科博士後期課程)

\*本稿の内容は、経済理論史研究会(2010年5月15日、東洋大学)での報告原稿に加筆修正を施したものである。多くの有益かつ貴重なコメントを下された参加者の皆さまに記して御礼を申し上げたい。

---

<sup>32)</sup> ネッケルの死後、その娘スタール夫人によって編纂された手記には、次のように書かれていた。「したがって、われわれは尊敬というもののあらゆる価値、君主の好みから独立し、世論だけが与えてくれる比類なき栄誉の価値を知っている。ルイ15世とルイ16世の治世ほど、ひとが尊敬というものを探求したことはなかった。それは世論が強力であり、君主が弱体であったからである」(Necker 1804, pp.219-220)。このような見解は、旧体制末期のフランス社会で生じた一連の出来事の観察者としてばかりでなく、その渦中に身を置いた人物としての述懐でもあったであろう。

<sup>33)</sup> Burnand 2004, p.21.

## 参考文献

### 〈一次文献〉

- Condorcet, M. J. A. N. de C. Marquis de, (1776), « Réflexions sur le commerce des blés », *Œuvres de Condorcet*, tome 11, A. Condorcet O'Connor et M.F. Arago (éd.), 12 vols., F. Fromman, 1847-1849.
- Morellet, A. (1775), *Analyse de l'ouvrage intitulé De la Législation et du commerce des grains*, Pissot.
- Necker, J. (1773), « Eloge de Jean-Baptiste Colbert », *Œuvres complètes de M. Necker*, tome 15, M. le Baron de Staël (éd.), 15 vols., Treuttel et Wurtz, 1820-21.
- (1775), « Sur la législation et le commerce des grains », *Œuvres* tome 1.
- (1804), « Manuscrits de M. Necker, publiées par sa fille », *Œuvres* tome 15.
- Turgot, A.-R.-J. (1770), « Lettres au contrôleur général sur le commerce des grains », *Œuvres de Turgot et documents le concernant*, tome 3, G. Schelle (éd.), 5 vols., Félix Alcan, 1913-1923.
- Voltaire (1776), « Lettre à Condorcet en 1er novembre 1776 », *Correspondance de Voltaire*, tome 12, T. Besterman (éd.), 13 vols., Gallimard, 1975-1993.

### 〈二次文献〉

- 荒井智行 (2009) 「デュガルド・スチュアートの穀物貿易論と経済思想」『経済学論纂』, 中央大学経済学研究会, 第49巻第5・6合併号
- 安藤隆穂 (2007), 『フランス自由主義の成立』, 名古屋大学出版会
- 岡本明 (1988) 「ネッケル初任期の財政問題」『西洋史学報 (14号)』 広島大学西洋史学研究会
- 古城毅 (2004) 「フランス革命期の共和政論——コンスタンと、メストル、ネッケル、スタール」『国家学会雑誌』 第117巻 (5・6号)
- 阪上孝 (1988) 「空間の政治経済学」樋口謹一編『空間の世紀』, 筑摩書房
- 阪上孝 (1999) 『近代的統治の誕生』, 岩波書店
- 篠原久 (1989) 「ドゥーガルド・ステュアートにおける「正義と便宜」——ポリティカル・エコノミーにおける「理論と実践」をめぐって」田中敏弘編『スコットランド啓蒙と経済学の形成』, 日本経済評論社
- ハーバーマス, J. (1994) 『公共性の構造転換 [第2版]』 細谷貞雄・山田正行訳, 未来社
- Ando, Y. (2008), « Laissez-faire et Rénovation du Peuple : Une réflexion sur la formation du sujet économique moderne », *St. Paul's Review of Law and Politics*, no.75, Rikkyo Hogakukai.
- Baker, K.M. (1990), "Public opinion as political invention", *Inventing the French Revolution*, Cambridge University Press.
- Brian, E. (1994), *La mesure de l'État*, Albin Michel.
- Burnand, L. (2004), *Necker et l'opinion publique*, H. Champion.
- Clark, H.C. (2007), *Compass of Society*, Lexington Books.
- Farge, A. (1992), *Dire et mal dire : l'opinion publique au XVIIIe siècle*, Seuil.
- Faure, E. (1961), *La Disgrâce de Turgot*, 2 vols., Gallimard (渡辺恭彦訳『チュルゴーの失脚』)

- 上・下巻, 法政大学出版社, 2007年).
- Gauthier, F. & Ikni, G.R. (1988), *La Guerre du blé au XVIIIe siècle : la critique populaire contre le libéralisme économique au XVIIIe siècle*, La Passion.
- Gillispie, C.C. (1980), *Science and Polity in France at the End of the Old Regime*, Princeton University Press.
- Grange, H. (1974), *Les idées de Necker*, C. Klincksieck.
- Hardman, J. (1995), *French Politics 1774-1789*, Longman.
- Harris, R.D. (1979), *Necker, Reform Statesman of the Ancien Régime*, University of California Press.
- Hodgson, G.M. (1999), *Economics and Utopia*, Routledge (若森章孝・小池渺・森岡孝二訳『経済学とユートピア』, ミネルヴァ書房, 2004年).
- Lichtenberger, A. (1895), *Le socialisme au XVIIIe siècle*, Félix Alcan (野沢協訳『十八世紀社会主義』, 法政大学出版社, 1981年).
- Myrdal, G. (1953), *The Political Element in the Development of Economic Theory*, translated from German by P. Streeten, Routledge & K. Paul.
- North, D.C. (1981), *Structure and Change in Economic History*, Norton.
- Olivier-Martin, F. (1948), *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Domat Montchrestien (埴浩訳『フランス法制史概説』, 創文社, 1986年).
- Ozouf, M. (1987), « L'opinion publique », *The Political Culture of the Old Regime (The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture, vol. 1)*, K.M. Baker (ed.), Pergamon Press.
- Rosanvallon, P. (1989), *Le Libéralisme économique*, Seuil.
- Saucier, P. (1990), « Necker : une analyse expérimentale des institutions économiques », *La pensée économique pendant la Révolution française*, G. Faccarello et P. Steiner (dir.), Presses Universitaires de Grenoble.
- Steiner, P. (1998), *Sociologie de la connaissance économique*, Presses Universitaires de France.
- (2006), « Le débat sur la liberté du commerce des grains (1750-1775) », *Histoire du libéralisme en Europe*, P. Nemo et J. Petitot (dir.), Presses Universitaires de France.